

アセスメントに基づく保護観察について

研修のねらい

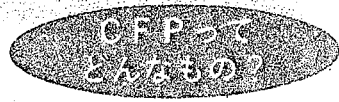
法務省保護局は、保護観察官がアセスメントを行うツールとして、CFP (Case Formulation in Probation/Parole) を開発し、令和3年1月から、全国の保護観察所にて実施しております。この実施に伴い、保護観察に関する幾つかの制度が変更されています。これらの変更は、個々の保護観察対象者の再犯・再非行を防止し改善更生を促進するための最もふさわしい処遇方法を保護観察官が見立て、これに基づく処遇を担当保護司と協働し、効果的に実施していくためのものです。

CFPの開始に伴い、これまで保護司が行ってきた処遇内容に大きな変更を求めるものではありませんが、「保護観察の実施計画」、「保護観察経過報告書(甲)」の様式変更及び処遇段階から処遇区分への変更等がされております。そのため、本研修では、CFP開始に伴う、保護司に関わる主な変更点等について確認し、今後の保護観察対象者等に対する適切な処遇と再犯・再非行の防止に役立てていただくことを目的としております。

研修の進め方

ねらい	…………… 5分
講義	…………… 50分
質疑応答等	…………… 5分

CFP を活用した保護観察 ①

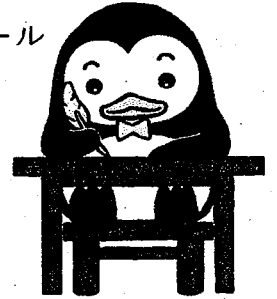


1 CFP (Case Formulation in Probation/Parole)とは

○保護観察官が保護観察対象者の**アセスメント (見立て)**を行うためのツール

この人の再犯 (再非行)を防ぐためには・・・

- ・どれくらい手厚く関わる必要がある?
- ・何を指導 (支援) する必要がある?
- ・どのような関わり方をする必要がある?



○令和3年1月から本格導入 (試行は平成30年10月から実施)

2 CFPの目的

保護観察官がアセスメント (見立て)を行う体系的な手法が確立されていない

⇒アセスメントや、アセスメントを踏まえた処遇方針の決定が、個々の保護観察官の経験や力量に左右されてしまうことがあった

保護観察官は、CFPを活用した体系的なアセスメントを実施

- ⇒より適切に処遇方針を決定
- ⇒より効果的に再犯防止・改善更生を実現

CFPは、犯罪者の再犯防止等に関する理論的・実証的根拠を踏まえて開発されている

3 CFPの内容

①再犯又は再非行の統計的確率の高さを評価
統計的分析ツールにより判定 (高・中・低)

②「問題」と「強み」をとりまとめる

保護観察対象者の犯罪又は非行の背景にある、**犯罪又は非行に結びつく要因 (問題)**と、**犯罪又は非行を抑制し、改善更生を促進する要因 (強み)**について、8つの領域 (家庭、家庭以外の対人関係、就労・就学、物質使用、余暇、経済状態、犯罪・非行や保護観察の状況、心理・精神状態)ごとに整理

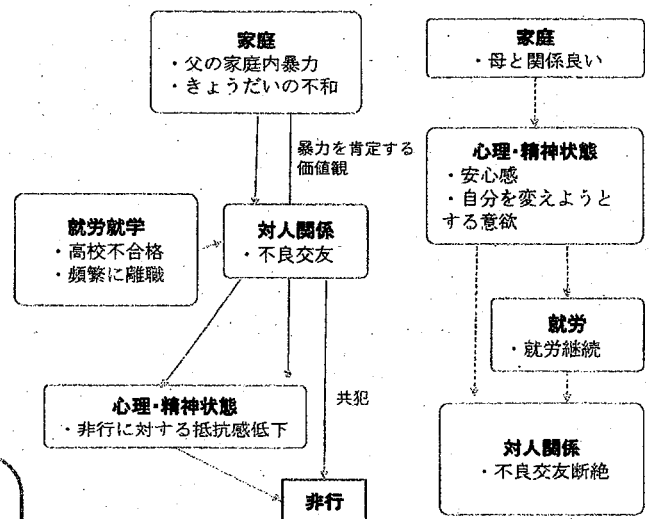
③犯罪・非行に至る過程と改善更生を促進する要因を分析 (右図参照)

処遇方針の決定

- どれくらい手厚く関わるか (処遇密度)
- 何を指導 (支援) するか (指導監督及び補導支援の内容)
- どのような関わり方をするか (保護観察実施上の留意事項)

犯罪又は非行に至る過程

改善更生を促進する要因



保護観察の実施計画に反映

CFPを活用した保護観察②

CFPの活用は
どう行われるの？

「保護観察の実施計画」様式が変わります（令和2年10月～）

保護観察の実施計画

1 犯罪又は非行の要因及び改善更生に資する事項に関する分析の結果

2 指導監督及び補導援護の方法

(1) 類型認定

類型別処遇により認定された類型
(R3.1から、類型別処遇が新しくなります)

(2) 指導監督及び補導援護の具体的な内容

(3) 保護観察対象者との接触の頻度及び方法

(処遇区分 □S □AA □A □B □C)

3 その他

(1) 保護観察を実施する上での留意事項

(2) 要調査事項

(3) 参考事項

主任官

担当保護司

作成者

保護観察官

CFPによる分析結果が記載される

- ・保護観察対象者の犯罪又は非行の背景にある、犯罪又は非行に結び付く要因（問題）が何であったのか
- ・これらの問題がどのように影響して、どのような過程で犯罪又は非行に至ったのか
- ・保護観察対象者の犯罪又は非行を抑制し、改善更生を促進する要因（強み）は何なのか

以下のための具体的な働きかけの内容が記載される

- ・保護観察対象者の犯罪又は非行に結び付く要因（問題）を改善する
- ・保護観察対象者の改善更生を促進する要因（強み）を維持したり、強化したりする

保護観察官や保護司による面接の頻度と方法（往訪か来訪か）が記載される

再犯又は再非行につながる可能性のある危機場面や面接時の留意事項等について記載される

今後、保護観察を実施する中で確認する必要がある事項について記載される

処遇区分とは（令和3年1月～）

CFPによる分析結果を踏まえ、必要な処遇密度（どれくらい手厚く関わるか）が設定され、S、AA、A、B、Cの5つの処遇区分のいずれかに編入される。

処遇区分	月別接見回数	3月以内の接見回数	半年以内の接見回数
AA	毎月3回程度	3月に1回程度	毎月1回程度
A	毎月2回程度	3月に1回程度	3月に1回程度
B	毎月2回程度	6月に1回程度	3月に1回程度
C	毎月2回程度	必要と認めるとき	必要と認めるとき

※S区分は長期刑仮釈放者、凶悪重大な事件を起こした少年、特定暴力対象者などであり、別途接触頻度を設定

<令和3年1月より前に保護観察を開始した者の経過措置>

旧処遇段階に編入されていた者については、以下の処遇区分に編入されていたものとみなす。

- ・旧S段階 → S区分
- ・旧A段階 → AA区分
- ・旧B段階 → B区分
- ・旧C段階 → C区分

※以下の者の経過措置については、保護観察所から個別に御連絡します

- ・特定暴力対象者
- ・専門的処遇プログラムの受講が義務付けられた一部猶予者

C F P を活用した保護観察 ③

C F P と報告書の関係は？

「保護観察経過報告書（甲）」様式が変わります（令和3年1月～）

※2ページ目「保護観察対象者の生活及び行動の状況」欄のみ（1ページ目は変更なし）

（保護観察経過報告書（甲）の新様式から抜粋）

C F Pによる分析は保護観察開始時に保護観察官が実施しますが、その後も6月に1回実施するほか、良好措置や不良措置の検討時などに分析内容を点検します。

このため、保護観察の経過で、C F Pによる分析で着目する8つの領域ごとの「犯罪又は非行に結び付く要因（問題）」や「改善更生を促進する要因（強み）」に変化があった場合、そのことを確実に把握する必要があります。

そこで、8つの領域ごとの「犯罪又は非行に結び付く要因（問題）」や「改善更生を促進する要因（強み）」について把握しやすいよう、保護観察経過報告書（甲）の様式を変更しました。

保護観察対象者の生活及び行動の状況	
家族関係	一部変更
交友関係	一部変更
就労・就学	
経済状態・余暇	一部変更
薬物乱用・問題飲酒	一部変更
疾患	一部変更
態度・考え方	
被害者等への謝罪や弁償	

様式の詳細は、「保護司の手引き 保護観察・生活環境の調整の進め方」をご覧ください

○「8つの領域」と報告書への記載のポイント

以下のポイントに着目しながら、保護観察経過報告書（甲）を作成願います。

領域	記載ポイント	報告書への記載欄
① 家庭	虐待等の傷付き体験や家庭内不和、家族の犯罪又は非行に対する認識、家族の養育などの家庭内での役割、家族からの支援、など	○家族関係
② 家庭以外の対人関係	不良交友、離別や孤立体験、適応的な交友、社会内における不良交友からの離脱経験、など	○交友関係
③ 就労・就学	不就労や離転職、学校での問題行動、就労や学校での成功体験、など	○就労・就学
④ 物質使用	規制薬物等の使用、処方薬の過剰服用等の乱用、飲酒の状況（特に飲酒の問題がある人）、薬物又はアルコールへの依存の状態、断薬経験、断酒又は節酒経験、など	○薬物乱用・問題飲酒
⑤ 余暇	賭け事、深夜はいかい、犯罪の誘因となる環境への接近、性風俗へのたん溺等犯罪のリスクを高める心理状態を生じさせる行動（性犯罪者の場合）、問題のある余暇活動の改善、社会性の向上や心理的安定等につながる有用な余暇活動、など	○経済状態・余暇
⑥ 経済状態	生計状況、負債の状況、など	○経済状態・余暇
⑦ 犯罪・非行や保護観察の状況	犯罪・非行に該当する行為又はその準備行動、被害者等への慰謝への姿勢、保護観察の面接での態度、など	○態度、考え方 ○被害者等への謝罪や弁償
⑧ 心理・精神状態	犯罪又は非行に対する考え方、心理的不安定、自己価値、人への信頼感、知的能力やコミュニケーション能力、行動又は衝動をコントロールする能力の障害、など	○態度、考え方 ○疾患

—見かた—
「保護観察の実施計画」
(令和3年1月1日～)

保護観察の実施計画

A

保護観察所用 担当保護司送付用

保護観察対象者の氏名 郎

(平成□□年3月3日生)

1 犯罪又は非行の要因及び改善更生に資する事項に関する分析の結果

B

幼少時父母が離婚し、なついていた父と引き離される体験をしている。本人が強さやかっこよさを求めるのは、父へのあこがれが基底にある可能性がある。母の再婚後は、本人は、母の問題飲酒と、再婚相手の本人への暴力を受けながら生育しており、これらは本人にとって虐待体験となっていることが考えられ、本人の対人不信、自己評価の低さなどに影響している可能性がある。さらに、本人の兄は、学業も優秀で有名企業に就職している一方で、本人は就労就学の失敗を繰り返している。このことは、自尊心の傷付きを深める体験であったことが推察され、文身、不良交友、薬物使用、問題飲酒は、こういった現実から逃避し、あるいは、自己価値を高めようとする行動であったと考えられる。

本件直前の生活状況を見ると、本人は長期間付き合っていた交際相手と離別している。さらに、事業の失敗体験も重なっている。本件は、これらの苦痛を埋めるために覚醒剤を使い始め、徐々にコントロールが効かなくなったという側面があったと考えられる。

一方で、継続的に交際相手と関係を構築できたという点、支え手がいれば安定できたという点は本人の強みである。また、本人は、就労、不良交友断絶、断薬の意欲を示している。また、長期就労、自営の実績もある。これらも本人の強みである。

2 指導監督及び補導援護の方法

(1) 類型認定

C

- 児童虐待 配偶者暴力 家庭内暴力 ストーカー 暴力団等 暴走族
- 特殊詐欺 就労困難 就学(中学生) 精神障害(発達障害 知的障害)
- 高齢 薬物 アルコール ギャンブル 嗜癖的窃盗 性犯罪

(2) 指導監督及び補導援護の具体的な内容

D

- ・ 薬物事犯であり、薬物再乱用防止プログラムの対象である。プログラムを通じて、本人の断薬意思を維持・強化していくとともに、再乱用しないための行動計画を作成させる。保護司は、プログラム中は定められた日に出頭するよう指導するとともに、プログラムの感想などを聴取し、プログラムを受けることの動機付けを高めていく。プログラム終了後は、プログラムで作成した行動計画を実施できているのか、できていなければどのような修正が考えられるかという観点を踏まえつつ指導を行う。
- ・ 不良交友を絶つよう指導する必要がある。遵守事項に設定されているので、本人に意識化させていく。ただし、交友を絶つことによって、孤独感を深めるおそれがあるので、心

理状態を把握し、支えていくことが必要である。

- ・ 本人は就労の意欲や一定の能力があることから、その意欲を支える方向で就労の指導や援助をする。当面は自ら仕事を探す意思を有しているため、本人の意思を尊重していく。ただし、具体的な求職状況には留意する。
- ・ 対人不信が強く、孤独感のある人なので、保護司との面接の場が居場所となるよう配慮する。また、支え手となる人がいるかどうかを聴き、仲間作り、居場所作りをするよう助言する。

(3) 保護観察対象者との接触の頻度及び方法 (処遇区分 S AA A B C)

E

薬物再乱用防止プログラム実施に加え、保護司が月2回、保護観察官が3月に1回の面接を行う。単身生活であるため、居住状況を把握するために、開始後早急に保護観察官が1度往訪する。往訪時には、居住地で飲酒した形跡があるか確認する。

3 その他

(1) 保護観察を実施する上での留意事項

F

- ・ 薬物使用の引き金は、何らかの失敗体験、喪失体験、退屈(寂しさ)と考えられるので、これらが生じたときは危機場面であることに留意する必要がある。
- ・ 飲酒が薬物使用と結び付いているか明らかではないが、引き金になるおそれがあるため、飲酒状況を把握していく必要がある。また、大量飲酒は心理的不安定のサインなので、飲酒があったときは、何があったのか話を聴き、更生意欲を支える必要がある。
- ・ 就労に当たっては、面倒見の良い親分肌の人が適合する可能性が高い。就労支援に当たっては、この点も留意する必要がある。

(2) 要調査事項

G

- ・ 自助グループへの参加意欲が十分に明らかではないので、把握に努め、折を見て参加を促す必要がある。また、これまでの飲酒状況も聴取する。

(3) 参考事項

H

- ・ 薬物依存対象者
- ・ C型肝炎の持病があり、〇〇病院で治療を受けている。飲酒により症状が悪化するパターンがみられるため、健康状態にも留意したい。

主任官 ○ ○ ○ 子

担当保護司 保 護 太 郎

作成者 令和〇年10月1日

保護観察官 ○ ○ ○ 子 印



A 「保護観察所用」「担当保護司送付用」欄

保護観察の実施計画に専門用語が多くなった場合、保護司に理解しやすいよう、平易な表現に言い換えたものが別に作成されます。この場合、「担当保護司送付用」欄のみにチェックが入ります。保護観察所用と担当保護司送付用の内容が同じである場合は、「保護観察所用」欄と「担当保護司送付用」欄の双方にチェックが入ります。

B 「犯罪又は非行の要因及び改善更生に資する事項に関する分析の結果」欄

保護観察対象者の犯罪又は非行の背景にある、犯罪又は非行に結び付く要因(問題)が何であったのか、また、これらの問題がどのように影響して、どのような過程で犯罪又は非行に至ったのかについて記載されます。さらに、保護観察対象者の犯罪又は非行を抑制し、改善更生を促進する要因(強み)についても記載されます。

C 「類型認定」欄

犯罪又は非行に結び付く要因を踏まえて、類型別処遇により認定された類型に☑が付されます。

D 「指導監督及び補導援護の具体的な内容」欄

保護観察対象者の犯罪又は非行に結び付く要因(問題)を改善するための具体的な働きかけの内容が記載されます。

また、保護観察対象者の改善更生を促進する要因(強み)を維持したり、強化したりするための働きかけの内容についても記載されます。

E 「保護観察対象者との接触の頻度及び方法」欄

対象者との接触の頻度及び方法が記載されます。再犯や再非行を防止するために必要な処遇の密度に応じて設定された処遇区分の別(S, AA, A, B, C)のいずれかにチェックされ、その処遇区分により接触の頻度や方法が設定されます。

処遇区分	担当保護司	主任官	往訪
AA	毎月3回程度	3月に1回程度	毎月1回程度
A	毎月2回程度	3月に1回程度	3月に1回程度
B	毎月2回程度	6月に1回程度	3月に1回程度
C	毎月2回程度	必要と認めるとき	必要と認めるとき

F 「保護観察を実施する上での留意事項」欄

再犯又は再非行につながる可能性のある危機場面や面接時の留意事項等について記載されます。

G 「要調査事項」欄

今後、保護観察を実施する中で、確認する必要がある事項について記載されます。

H 「参考事項」欄

上記A～G以外の参考事項について記載されます。

一書き方一 「保護観察経過報告書(甲)」 (令和3年1月1日～)	提出年月日	保護区	担当保護司
	令和3年1月5日	△△	更生花子 印

保護観察経過報告書 (甲)

(1) **A** (令和2年12月分)

事件番号	5□□(1)1-0000	保護観察期	令和□□年 3月20日から
氏名	○△○太		令和■年 5月12日まで

保護観察の経過

日(時)	接触の状況及び面接の内容等 D	呼出し等の概要 E
10	来訪予定の時間になっても来訪しないため、本人の携帯に電話。本人が出て、だいぶ慌てている様子。忘れていたとのこと。これからでも来訪したいとのことだったので、待っているからと話す。	
(14:00 ~	息をハーパーさせながら来訪。久しぶりの休みだったので、朝からのんびりしていたとのこと。会社から、今月から健康保険・年金に加入させると言われたと喜んでいて。給料の手取額は少なくなるが正社員扱いになったことは勤務状態が認められたことだと褒める。	次回の来訪は、25日とする。仕事帰りに来るようにする。
20	母親に電話して、本人の状況を聞いてみる。仕事は真面目に行っているので安心はしているが、ただ、最近、本件共犯者から本人に電話があったとのこと。	
25 (20:00 ~	本人来訪。残業で少し遅くなったとのこと。仕事や生活状況に変化なし。給料から家に生活費として5万円、その他は運転免許をとるための貯金や携帯電話代にしているとのこと。母親から聞いたことについて本人に尋ねたところ、□○君から逃げないかとの電話があったが、断ったとのこと。本人の特別遵守事項を確認しながら、誘いを断ったことと褒める。	次回の来訪は、来月9日午前11時とする。

今月の面接及び連絡回数 F			
面 接		連 絡	
往訪	回	往信	2 回
来訪	2 回	来信	回

遵守事項について		G
遵守事項を <input type="checkbox"/> 守っている <input checked="" type="checkbox"/> 守っていない (守っていない場合の具体的状況) 本人から望んだものではないが、共犯者(□○△一)と電話で接触した。		
保護観察対象者の生活及び行動の状況		H
状況		不詳
家族関係	(居住) <input type="checkbox"/> 単身 <input checked="" type="checkbox"/> (父母) と同居	<input type="checkbox"/>
	(家族間の折り合い) (不和の状況) 父親と少しずつではあるが会話と <input type="checkbox"/> 和 <input checked="" type="checkbox"/> やや不和 <input type="checkbox"/> 不和 するようになったようだが、まだまだ。	
	(保護観察に対する家族の理解、態度) <input type="checkbox"/> 協力的 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 無関心 <input type="checkbox"/> 拒否的 母親は本人の生活状況を聞くことができるなど協力的である。	
交友関係	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良交友あり <input type="checkbox"/> 孤立 (友人の氏名、交友状況等) 現在は、職場の同僚との付き合いのみ。共犯者から電話連絡があったものの、誘いと断っている。	<input type="checkbox"/>
就労・就学	(学校名、学年) <input type="checkbox"/> 欠席なし <input type="checkbox"/> 時々欠席 <input type="checkbox"/> 長期欠席	<input type="checkbox"/>
	(勤務先名) ××建材(有) (職 種) 解体工 <input type="checkbox"/> 不就業	
	(所在地) △□市×○ (電 話) 03-123-456	
	(稼働日数) 25日/月 (収入) 20万円/日・月	
	<input checked="" type="checkbox"/> 通勤 <input type="checkbox"/> 住込 <input type="checkbox"/> 家業 (保護観察秘匿の要否) <input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 否	
経済状態、余暇	<input checked="" type="checkbox"/> 生計が安定 <input type="checkbox"/> 借金・ローンあり <input type="checkbox"/> ギャンブルあり <input type="checkbox"/> 貧困 <input type="checkbox"/> 健全な余暇活動あり (具体的状況) 余暇については、次回更に確認したい。	<input type="checkbox"/>
薬物乱用・問題飲酒	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり (具体的状況)	<input type="checkbox"/>
疾患	<input checked="" type="checkbox"/> 疾患なし <input type="checkbox"/> 疾患あり (通院、入院、服薬等の状況)	<input type="checkbox"/>
態度、考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良 (具体的状況) 面接への遅刻はあるものの、素直な態度で面接を受けている。	<input type="checkbox"/>
被害者等への謝罪や弁償	<input type="checkbox"/> 被害者なし	<input checked="" type="checkbox"/>
	<input checked="" type="checkbox"/> 被害者あり (□実施済み □実施中 □未実施) (具体的状況)	
担当保護司の意見		I
主任官に求める措置 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> (具体的内容) 共犯者(□○△一)の最近の様子と教えてください。		
担当保護司としての今後の方針など 努力している点とさらに褒めつつ、余暇の過ごし方や交友関係について引き続き注視したい。		

主任官所見 〔今後の措置 や方針など〕	J
保護観察の状況	遵守事項又は生活行動指針からの逸脱 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 今月で【 】区分()月経過
保護観察所長の判断及びとるべき措置	特別遵守事項、生活行動指針 <input type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消し 処遇区分 【 】から【 】へ変更 指導監督、補導援護その他の措置 () (上記判断及び措置の理由等)

(注意) 1 この報告書は、翌月5日までに必ず提出してください。

2 (3) 欄は、保護観察所が記載する欄です。

保護観察経過報告書（甲）の変更点

「保護観察対象者の生活及び行動の状況」欄（H欄）

- ・「留意すべき指導領域」の欄を廃止し、記載項目の新規追加（「態度、考え方」、「被害者等への謝罪や弁償」）及び内容の見直し（「家族関係」「交友関係」「経済状態、余暇」「薬物乱用・問題飲酒」「疾患」）を行い、全ての対象者について「問題」と「強み」を網羅的に記載しやすくなりました。
- ・各項目については、チェック項目を増やし、簡略にかつ記入漏れなく報告書を作成できるようになりました。
- ・「不詳」欄を設けることで、分からない事項について明らかにできるようになりました。

「担当保護司の意見」欄（I欄）

- ・主任官に求める措置の有無を、チェック項目で記入できるようになりました。
- ・「主任官に求める措置」と「担当保護司としての今後の方針など」を分けて記載いただけるようになりました。

A 「事件番号」欄

保護観察事件調査票に記載されているものを記載してください。

B 「保護観察期間」欄

保護観察事件調査票に記載されているものを記載してください。

C 「日(時)」欄

対象者や引受人等と面接をした場合は、日付、開始時刻及び終了時刻を記載してください。電話等により対象者や引受人等と接触した場合も日付を記載してください。

D 「接触の状況及び面接の内容等」欄

面接の際の状況、対象者や引受人等の主な発言、保護司が指導・助言したこと、実際に援助したことなどを、時系列で、具体的に記載してください。

E 「呼出し等の概要」欄

対象者に対して行った次回以降の面接の呼出しや往訪の予定の連絡について、その手段の別（口頭、書面、電話その他）、面接の予定日時及び場所等を記載してください。

F 「今月の面接及び連絡回数」欄

「往訪」「往信」は、保護司が、対象者又は引受人等のもとへ、「来訪」「来信」は、対象者又は引受人等が、担当保護司のもとへ、訪問又は電話、文書等による連絡を行うことを意味していますので、その回数を記載してください。

G 「遵守事項について」欄

「守っていない」に☑を付した場合は、遵守しなかった遵守事項の内容及び遵守事項を守っていないと認められる対象者の具体的な行動等について記載してください。

H 「保護観察対象者の生活及び行動の状況」欄

①「状況」欄には、項目ごとに、生活及び行動の状況をできる限り具体的に記載してください。具体的な状況が不詳の場合は、不詳欄に☑を付してください。

②「薬物乱用・問題飲酒」欄には、以下の事項を始めとした、対象者の言動のうち、薬物又は飲酒に関する事項を記載してください。

薬物関係： 密売人や薬物常用者との接触、特異な言動などの薬物使用が疑われる行動、薬物を止める意思や薬物に対する考え方、医療機関や自助グループ等への通所状況 など

飲酒関係： 飲酒による粗暴な言動、酩酊し警察に保護されたこと、アルコールにより健康を害していること、飲酒を止める意思や飲酒に対する考え方、医療機関や自助グループ等への通所状況 など

※ 特別遵守事項により飲酒が禁止されている場合には、これらの問題の有無によらず飲酒の有無等を記載してください。

③「態度、考え方」欄には、犯罪や非行に対する本人の考え方や本件犯罪(非行)に対する反省、保護観察に対する姿勢などについて記載してください。

I 「担当保護司の意見」欄

対象者の改善更生が進んでおり、保護観察を早期に終結させることが適当と考えるときはその旨を記載してください。問題が生じている場合などにおいて、保護観察官による指導等が必要と考えられるときもその旨を記載してください。

なお、緊急性を要するときは、電話等により相談してください。

また、担当保護司としての今後の方針についても記載してください。

J 「主任官所見」欄 等

提出を受けた後で保護観察所が記入する欄ですので記載しないでください。

～保護司の皆様へ～

保護観察・生活環境調整事件関係報告書等への

押印が不要になることについて（お知らせ）

- 令和3年1月から、保護観察所に提出いただく保護観察・生活環境調整事件関係の報告書への押印が不要となり、保護司氏名の記載のみとなります。

＜保護観察・生活環境調整事件関係の報告書（主なもの）＞

- | |
|--------------------------|
| 1 保護観察事件関係 |
| (1) 保護観察経過報告書（甲） |
| (2) 短期保護観察経過報告書 |
| (3) 事故報告書 |
| (4) 所在調査結果報告書 |
| (5) 転居又は旅行先に関する調査結果報告書 |
| (6) 一時解除・仮解除中の状況の調査結果報告書 |
| 2 生活環境調整事件関係 |
| (1) 生活環境調整報告書（甲） |
| (2) 生活環境調整追報告書 |
| (3) 生活環境調整面接状況報告書 |

- また、保護観察対象者や保護者等に記載させる書類についても押印不要となり、署名のみとなりますので、保護観察対象者等に提出を求める際には御注意ください。

＜保護観察対象者等の押印が不要となる書類（主なもの）＞

- | |
|---|
| (1) 転居・旅行許可申請書（※保護観察対象者、担当保護司の押印欄がなくなる） |
| (2) 遵守事項通知書（※保護観察対象者の押印欄がなくなる） |
| (3) （短期保護観察の）課題の記録（※保護者の押印欄がなくなる） |

Q&A

Q 1 保護観察所から届いている報告書様式には「印」と印字されています。この場合、押印する必要がありますか？

→A 本書記載の報告書様式については、令和3年1月以降は、「印」欄があっても押印する必要はありません。

Q 2 習慣で報告書に押印してしまいました。修正液などで消す必要はありますか？

→A 押印不要の様式に押印がなされている場合、修正の必要はありませんので、そのまま提出してください。（対象者に記載させる様式も同様です。）

Q 3 保護観察や生活環境調整事件関係の報告書で、引き続き押印が必要なものはありますか？

→A ありません。全ての様式で保護司の押印が不要となります。

令和3年4月12日

パソコンを使用して経過報告書等を作成する場合の留意点

高知保護観察所

報告書は、パソコンなどの電子機器を利用して作成することもできます。パソコンは、編集が容易であるなどの利点がありますが、書類よりも個人情報の漏洩の危険性が高いので十分に留意してください。具体的には、以下の8点に特に留意してください。

なお、御家族と共同でパソコンを使用している場合は、御家族の方にも、セキュリティに注意していただくよう協力を求めておく必要があります。

- 1 インターネットに接続していないパソコンを使用すること。
やむを得ず、インターネットに接続されているパソコンを使用する場合は、必ずLANケーブル等をパソコンから外してから(無線LAN, Wi-Fiを利用している場合は、接続を切断してから)行うこと。
- 2 OS(オペレーションシステム)、ソフトウェア等はサポート期限内かつ最新のアップデートが完了済みのものを使用すること。また、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的に更新して常に最新のバージョンにしておくこと。
- 3 パソコンにパスワードを設定するなどして、作成中の報告書等の内容を他者(家族を含む)に閲覧されることのないようにすること。
- 4 作成したファイルには暗号化又はパスワードを設定して適切に管理し、外には持ち出さないこと。
- 5 作業終了後は、報告書作成に使用したアプリケーションを終了させてから、LANケーブル、無線LAN, Wi-Fi等を接続すること。
- 6 報告書等各種情報ファイルについては、担当終了後又は保存の必要がなくなった時点で必ず削除すること。
- 7 過去に対象者等の個人情報を保存したことがあるパソコン及び外部記録媒体を処分する場合には、データ消去ソフトの使用、物理的な破砕などの方法により、データが復元できないような状態にした上で処分すること。
- 8 コンピュータウイルスが世界的に流行しており、なりすましメールを用いた攻撃によるウイルスへの感染や、感染に伴うパソコンからの情報流出の被害が拡大しています。そのため、なりすましメールの疑いのある不審なメールに記載された不審なURLや不審な電子ファイルを開封しないこと。